

会計・税務、人事・労務、行政手続に役立つ

東京会計ニュース

2025.03

東京会計グループ発行

◆税理士法人 東京会計グループ◆社会保険労務士法人 東京労務グループ◆行政書士法人 東京行政書士グループ

会計
税務

令和7年度 税制改正のポイントについて

令和7年度税制改正大綱が令和6年12月20日に公表されました。今回は法人税、所得税関係で重要な改正をピックアップしています。

1. 法人税関係

(1) 中小企業向け設備投資減税の延長・拡充

- ① 中小企業経営強化税制(機械等の導入設備の即時償却又は税額控除)を2年間延長

(2) 中小企業投資促進税制の延長、中小企業軽減税率の延長等

- ① 中小企業投資促進税制(機械等の導入設備の特別償却30%又は税額控除(7%))を2年間延長
② 中小企業軽減税率(所得800万円まで、法人税率を19%→15%に軽減)を2年間延長

2. 所得税関係

- (1) 令和7年分以降の所得税について、基礎控除のベースとなる控除額が48万円から58万円に引上げ
(2) 令和7年分以降の所得税・個人住民税について、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引上げ
(3) 確定拠出金(企業型DC及びiDeCo)の拠出限度額等の引上げ

年金

給与+年金受給者の、支給停止調整額の改定について

厚生年金保険における在職老齢年金制度について、支給停止が開始される賃金と年金の合計額の基準となる額(支給停止調整額)が、「50万円」から「51万円」に改定されます。
以下に改定に関する情報を記載します。

……………**在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定(令和7年4月～)**……………

令和7年4月以降、①賃金(賞与込み)の月収 + ②年金の月額 について

- (A)「51万円」超えないとき → 年金の支給停止なし
(B)「51万円」超えるとき → 年金を支給停止(超える額の2分の1を支給停止)

※上記の支給停止の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

老齢厚生年金の受給権者である在職者について、年金が支給停止されないギリギリのラインで賃金を支払う場合は、賃金を1万円アップできるということになります。

在職者の年金の仕組みなど、詳しく知りたいなどあれば、東京労務グループ 武澤までご相談ください。

(武澤連絡先:080-3725-1005)



補助金情報

中小企業向け補助金・総合支援サイト(ミラサポ plus)に人気の補助金情報等が掲載されていますので、ピックアップしてご紹介いたします。

…………ミラサポ plus に掲載されている主な補助金…………

	補助金名	概要	補助率・補助額	経費の例
1	省力化投資補助金	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品導入をサポートします。	補助率 1/2 200 万～1,000 万	自動精算機 無人測量器 等
2	ものづくり補助金	ものづくりやサービスの新事業を創出するために、革新的な設備投資やサービスの開発、試作品の開発などをサポートします。	補助率 1/2 (小規模事業者の場合 2/3) 750 万～2,500 万	機械設備 器具備品 等
3	IT 導入補助金	日々の業務の効率化や自動化のための IT ツールの導入をサポートします。	補助率 1/2 5 万～450 万	ソフトウェア 導入サポート料 等
4	小規模事業者持続化補助金	小規模事業者が作成した経営計画に基づいて行う販路開拓の取組をサポートします。	補助率 2/3 ～50 万	広告費 器具備品 等
5	事業承継・引継ぎ補助金	事業承継・引継ぎ後の設備投資等の新たな取組及び、事業引継ぎ時の専門家活用費用等をサポートします。	補助率 1/2 (小規模事業者の場合 2/3) 800 万～1,000 万	設備費 謝金 委託費 等
6	新事業進出補助金	既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。	補助率 1/2 2,500 万～	建物費 構築物費 機械装置 等

※「省力化投資補助金」「IT 導入補助金」以外は令和 7 年 2 月末時点で申請受付されていませんが、設備投資や販路開拓等の取組をご検討されていれば、時期によって上記補助金の活用もご検討ください。

…………東京会計による補助金・助成金申請サポート…………

東京会計では補助金の申請手続きサポートの他、事業計画書等の申請書の作成、認定経営革新等支援機関としての対応、電子申請サポートなど、補助金の申請に関するサポートを行っております。

販路開拓等の取り組みをご検討されていれば活用できそうな補助金、助成金についてお調べしてご提案いたしますので、補助金サポート担当の飯田までご相談ください。(飯田連絡先:080-3725-1010)

また、助成金、人事労務や年金のことでご不明な点やお知りになりたいことがあれば、東京労務グループ 武澤までご相談ください。(武澤連絡先:080-3725-1005)

●右の QR コードから当社 HP にアクセスできます。お手持ちのスマートフォンから読み取ることで、当社のサポートに関する情報や過去の東京会計ニュースの閲覧の他、資金繰表など会計様式のダウンロードも可能です。



●掲載している内容に関してお尋ねがある場合、まずは会計、労務の担当者までご連絡ください。

※QR コードは株式会社デンソーウェアの登録商標です。